

# アジア農業青年人材育成事業 受入農家のみなさまへ 2022年6月号

発行日：令和4年6月13日

発行者：（公社）国際農業者交流協会 業務部受入業務課

Tel：03-5703-0254（9:30～17:30）

Fax：03-5703-0255



## ✂ 史上初、ASEAN 研修生が2か年度 重なる

新型コロナウイルス感染症の水際対策が緩和され、令和4年度の研修生が4月22日（金）に来日いたしました。タイ19名、インドネシア18名、フィリピン4名の研修生が、隔離を含む2週間の基礎研修を終えて、5月6日（金）にそれぞれの農家へと配属されました。

現在、総勢76名のASEAN研修生が日本全国各地で研修しております。

皆様、研修生のご指導、よろしくお願いいたします。

## ✂ 低所得者臨時特別給付金の申請について

新型コロナの影響に対する経済対策の一つとして、各市町村から住民税非課税の世帯などに対して現金10万円が支給されます。農家さんからお問い合わせの合った県（埼玉県・愛知県）の役場に確認したところ、この制度は研修生も該当しており、研修生を世帯主として住民登録をしている場合、受給申請の通知が届きます。これは研修生が受け取る給付金であるため、研修生以外の第三者が受け取ったり、利用したりすることはできません。

ここ数日、対象外である技能実習生へ誤支給されていることが問題視され、ネットニュースの記事になっておりますので、通知が届いた際は、研修生が本当に受給対象になっているかどうか、各市町村役場にご確認をお願い致します。

研修生には給付金を受け取る権利があるので、既に申請手続きをして受給完了している場合でも問題はないと考えられますが、研修生は一度に大金を手にするとうまくいかぬや、研修意欲を欠いてしまう恐れがありますので、この給付金の受け取りについて、受入農家の皆様に一度お考えいただければ幸いです。また、受給された際は、このお金が何のためなのかをしっかりとご指導いただければ幸いです。

## ✂ ゆうちょ銀行への研修活動費の送金について＜※令和4年度研修生対象＞

ゆうちょ銀行がマネーロンダリング等の対策で外国人の口座開設が厳しくなっており、令和4年5月6日より、住民登録をしても、口座開設から半年間は非居住者とみなされ、国内の送金も海外送金と同様の7500円の手数料がかかるようになりました。

これを受け、経費節減のため、令和4年度研修生の研修活動費6、7月分は6月末日に現金書留にて郵送いたします。現金書留を送った際に、領収書としてはがきを同封いたしますので、研修生にサインさせて本会まで返送をお願いいたします。

8月、9月分は学課研修時に渡し、10月からは通常通り、ゆうちょ口座に振込する予定ですが、口座開設から半年後に、非居住者から居住者に情報を変更する必要があるため、口座開設を行った郵便局へ再度手続きに行ってください必要があります。近くなったらまたお知らせいたしますので、郵便局にて手続きをお願いいたします。

🔗 研修生の自転車事故にご注意ください！

コロナ感染対策も少しずつ緩和され、研修生が休みの日に自転車で出かけることがあると思います。特に研修生が2名いる場合、一緒に自転車で出掛けた際の自転車の並走など、危険運転にならないように、ご指導願います。また、県によっては自転車でも保険に加入することが義務付けられているところもあるようですが、本会では研修生はJITCOの外国人研修生総合保険に加入しており、自転車の事故での賠償責任もカバーされておりますので、ご安心くださいませ。

外国人研修生総合保険は、労災保険等が適用にならない研修生のための、研修期間中に生じる傷害または疾病、賠償事故に備えた保険です。

**この保険は次の保険金をお支払いします**


急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、病気の発病を補償します。

■ **治療費用保険金**  
(事故日からその日を含めて180日以内に要した費用)

■ **死亡・後遺障害保険金**  
(事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合もしくは後遺障害が生じた場合)

■ **疾病治療費用保険金**  
(最初の治療日からその日を含めて180日以内に要した費用)


■ **疾病死亡保険金**  
(疾病によって死亡した場合)

---

■ **日常生活賠償保険金**  
 過って、他人の物を壊したり、他人をケガさせて、法律上の損害賠償責任を負担したときにお支払いします。  
 職務遂行に基づく損害賠償や研修生の居室に与えた損害に対する損害賠償を除きます。  
 <示談交渉サービス付>

■ **救援者費用等保険金**  
 病気またはケガにより死亡したり、危篤状態となったときなどに、現地までの親族等の渡航費用等をお支払いします。

(注) 傷害および疾病の治療費用については、保険金額を上限に、病院などに直接支払った自己負担額が保険金お支払いの対象となります。

加入タイプ	保 険 金 額				保 険 料				
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	保険期間	保険期間	保険期間
	死亡・後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用			4か月	7か月	13か月
Aタイプ	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	4,490円	6,840円	11,400円

🔗 令和4年度研修生対象 農家訪問がはじまります

令和4年度研修生を対象に農家訪問を実施いたします。昨年度、実際に訪問できなかった県もありますので、今回、実際に訪問できることを嬉しく思います。

感染対策を行いながら訪問させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。